

令和6年度

いじめ防止 基本方針

飯山市立泉台小学校

目 次

- 1 いじめ問題に対する基本的な考え方
 - (1) いじめとは
 - (2) いじめの基本認識
- 2 いじめの未然防止
 - (1) いじめを許さない学校・学級づくり
 - (2) いじめ防止に向けての手立て
- 3 いじめ問題取り組みへの年間指導計画
- 4 早期発見のための手だて
 - (1) チェックリストの活用
 - (2) Q-Uテスト、なかよしアンケートの実施
 - (3) 環境づくり
 - (4) 地域の協力
 - (5) 日常における教師のチェックリスト
- 5 早期対応
 - (1) 校内指導体制【手順】
 - (2) 校内指導体制【各分担】
 - (3) いじめの早期対応
- 6 ネット上のいじめへの対応
 - (1) ネット上のいじめとは
 - (2) 未然防止のために
 - (3) 早期発見・早期対応のために
〈書き込み等の削除の手順〉

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめとは

【いじめ防止対策推進法第2条(平成25年)】

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。

(2) いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づかれにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の様態により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめの未然防止

(1) いじめを許さない学校・学級づくり【居場所・生きがい・存在感】

○学校生活の中では、子ども同士のトラブルは、ある意味日常的なものと言えます。しかし、そうしたトラブルが「いじめ」へと発展していくことのないように、未然防止を図ることが何よりも重要です。

- ①教職員の人権意識
- ②いじめを許さない子どもを育てる教育活動
- ③いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的な取り組み
- ④教育相談体制の充実

(2) いじめ防止に向けての手だて

①学級経営を充実させる

- 子どもに対する教師の受容的・共感的態度により、互いを認め合う学級をつくる。
- 正しい言葉遣いができる集団を育てる。←「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が必要。
- 学級のルールや規範がきちんと守られる指導を継続して行う。また、改善に向けては、粘り強く毅然とした指導を徹底する。
- 児童の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等の活用により把握する。
- 担任として、自らの学級経営のあり方を定期的に見つめ直す。（自己チェックリスト）

子どもたちに自信を持たせる「とっておきの言葉」

- 「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- 「あのときの態度は立派だったよ。大きく見えたよ。」
- 「あなたの対応は、とても気持ちが明るくなるね。」
- 「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」

「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ。」

〈小学生の心に残る言葉〉

「あなたの気持ち、先生にもわかるよ。」

「わたしも苦手だったよ。でも、あきらめないでいっしょにがんばっていこう。」

「さわやかな あいさつだね。」

「そういう考え方もあるね。よく考えたね。」

「ここがいいね。これがいいね。」

②授業中における生徒指導を充実させる

○三観点（ねらい・めりはり・みとどけ）を大切にした「わかる授業」「楽しい授業」の推進を一層図る。（どの子ども参加できるように授業のユニバーサルデザイン化を図る。）

○「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」が図れる授業づくりをすすめる。

○泉台小学習スタンダードをもとにした、規律ある学習環境をつくる。

③道徳・人権教育を充実させる

○いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫すると共に、人権意識の高揚を図る。

○児童が自分自身の実生活や体験に目を向けられるような学習展開の工夫を図る。

④体験活動やコミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

○児童が挑戦することで自己肯定感や達成感、感動、人間関係の深化が得られる活動の工夫をする。（運動会・音楽会等の学校行事、マラソン記録会等の学年・学級行事）

○相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるコミュニケーション活動の設定をする。

○児童自らが自分たちの生き方を見返し、主体的に参加していこうとする活動を設定する。（異年齢交流・学校種間交流、児童会による「いじめSTOP宣言」など）

○構成的グループ・エンカウンター等のプログラムやソーシャルスキルトレーニング等の学習を通して、より良いコミュニケーションの仕方について学ぶ。

⑤保護者・地域・関係諸機関との連携

○授業参観等

保護者や地域の方に道徳や人権教育、特別活動等の授業を公開し、いじめに対する取り組みについて理解と協力を求める。

○学級(学年)・学校通信

いじめへの取り組みについて、保護者に協力を呼びかけ、その内容に関して意見をもらう。

○PTA活動として

PTAの会合、保護者会などでいじめの実態や指導方針について説明し、理解と協力を求める。保護者研修会で、いじめのもつ問題性や家庭教育の重要性について具体的に理解してもらう。

○教育委員会、警察、児童センター、福祉事務所、民生・児童委員等と連携して対応することも視野に入れておく。

⑥職員研修の充実

○実践事例研究を通して、「いじめ対応の成功や失敗」から学ぶ。

○生徒指導の観点（わかる授業、授業のルール、人間関係等）から互いの授業を見合う機会をつくる。

○教師による不適切な認識や言動、差別的な態度や言動のチェック

○障害（発達障害を含む）を持つ児童についての理解を深め、対応について学び合う。

○いじめ問題に精通している専門の方の講演を聞く。

3 いじめ問題取り組みへの年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月
会合・研修	いじめ不登校対策委員会 ・指導方針 ・指導計画		事案発生時、緊急いじめ不登校委員会の開催		
未然防止への取り組み	学級・学年づくり 人間関係づくり (運動会・宿泊学習等)				
早期発見への取り組み	なかよしアンケートの実施 月はじめ				
	Q-Uテスト実施				

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会合・研修	いじめ不登校対策委員会 ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認		事案発生時、緊急いじめ不登校委員会の開催			いじめ不登校対策委員会 ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し	
未然防止への取り組み	学級・学年づくり 人間関係づくり (音楽会・修学旅行等)		なかよし旬間 児童会による「なかよし旬間」への取り組み				
早期発見への取り組み	なかよしアンケートの実施 月はじめ						
	Q-Uテスト実施		保護者懇談会 学校評価アンケート				
	道徳・特別活動計画へ生かす						

4 早期発見のための手だて

(1) チェックリストの活用

- ・日常生活の中で、いじめが起こる状態にないかチェックリストを活用してみる。
※教職員用チェック用紙

(2) Q-Uテスト、なかよしアンケートの実施

- ・Q-Uテストは、年2回実施する。職員研修を通して、分析を行う。
- ・実際にいじめられている子どもについては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、実情に合わせておこなう。

(3) 環境づくり

☆子どもたちがいじめについて相談することは、非常に勇気がある行為です。教職員は普段からどんなことでも相談しやすい環境をつくるのが大切です。

(1) 本人からの訴えには

○身の安全を保証する

日ごろから「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には、全力で守る手だてが必要になる。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に本人の心のケアに努める等、具体的に心身の安全を保証する。

○事実関係や気持ちを傾聴する

普段から「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

***事実関係の客観的な把握のために、状況の聴取だけにならないようにする。**

(2) 周りの子どもからの訴えには

○他の子どもから目の届かない場所や時間を確保して、訴えを真摯に受け止める。

(3) 保護者からの訴えには

○保護者がいじめに気づいたときにすぐに学校へ連絡できるよう、日ごろから保護者との信頼関係を築くことが大切である。

○問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問ではなく、問題が起こっていない日ごろから子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡し、信頼関係を築いておく。

○子育てやしつけについて否定されたと感じさせないように、保護者の気持ちを理解して接する。

(4) 地域の協力

OPTA や安全支援ボランティアや民生児童委員等の方々と、子どもたちの様子について情報交換や協議できる場を設け、気になる言動等があればすぐに学校へ連絡が入るよう、体制づくりに努めることが大切。

(5) 日常における教師のチェックリスト

朝の会

- 欠席や遅刻を早めに把握して、対処している。
- 遅刻した子どもや、前日に欠席した子どもに言葉をかけている。

交友関係

- 子どもたちの交友関係を把握している。
- 仲間はずれや嫌がらせ、暴力などを把握し、すぐに対処している。

給食

- 「いただきます」「ごちそうさま」など食材になった動物の命や、調理した人へ感謝の言葉をきちんと言わせている。
- 配膳や片付等で、嫌な思いをする子どもがいないように気を配っている。

清掃

- 清掃時間が始まったら素早く担当場所へ行き、一緒に清掃をしている。
- いつも楽な仕事ばかりしている子どもや、大変な仕事を押しつけられている子どもがいないように気を配っている。
- 黒板や掲示物に落書きがないか気をつけている。

その他

- 文書や懇談会などで使う言葉に配慮している。
- 個人情報の管理はしっかりできている。
- 連年会や他の会議で、子どもの様子を情報交換できる場が確保されている。
- 学年だよりや学級だよりなどで、学年・学級の取り組みの様子が保護者に理解されている。
- いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

帰りの会

- 明日の意欲につながるような言葉がけをしている。

授業

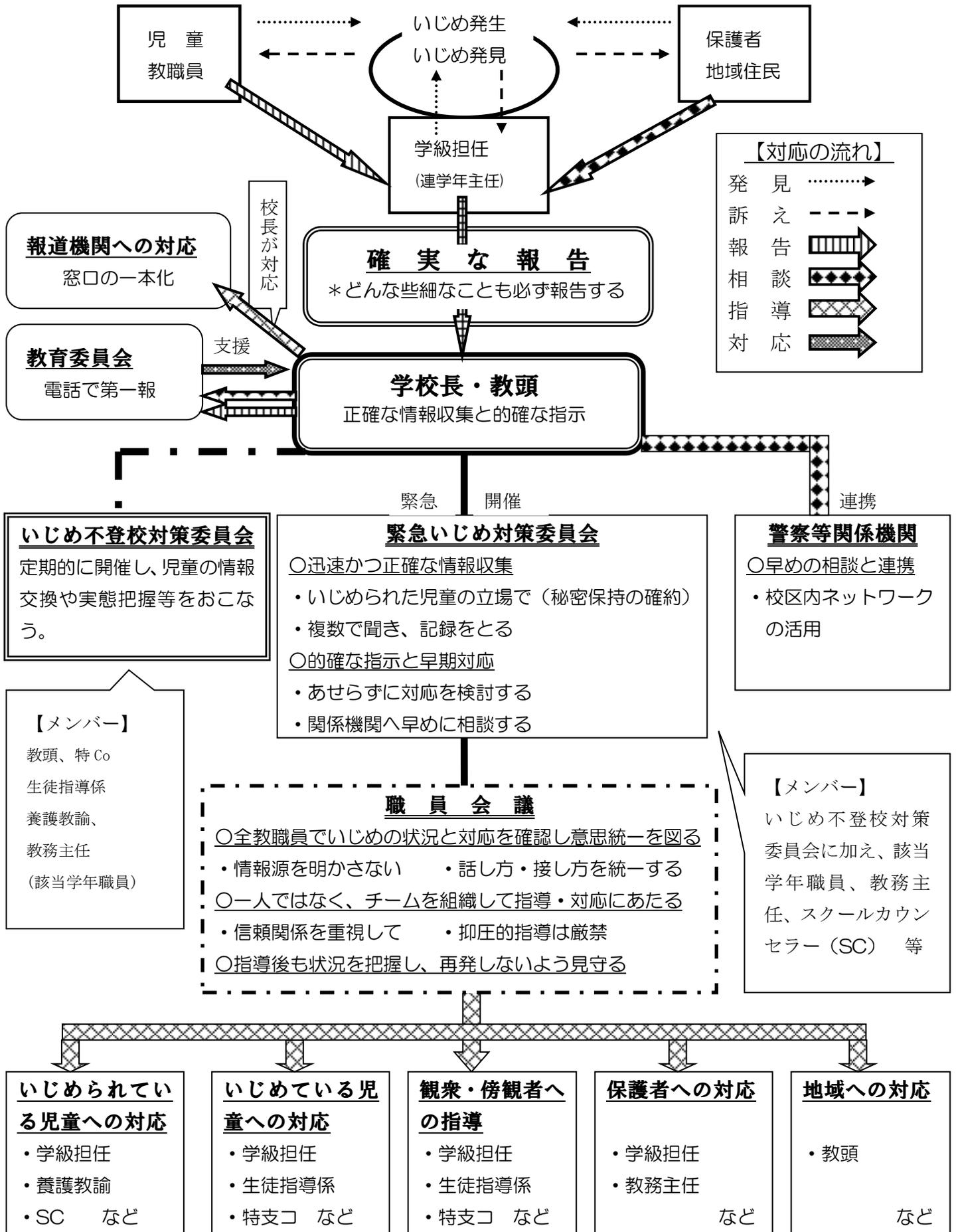
- 授業の開始、終了時刻を守っている。
- 空席の子どもの確認をしている。
- 誰もが設備・器具等を公平に使えるよう配慮している。
- 教師の期待とはずれた子どもの答えの配信を尊重しようとしている。また、自尊心を傷つけるような言い方はしていない。
- 子どもが失敗があったとき、失敗を笑う者がいたら黙認せずに注意している。

子どもに接するとき

- 一人一人の顔を見て、名前に敬称をつけて呼んでいる。
- 子ども同士の相手を罵倒する言葉や暴言、あだ名を見過ごし、容認しないようにしている。
- 子どものお話を親身に聞いている。
- 子どもを指導する際、人格を否定するような注意の仕方をしないようにしている。
- 失敗が多い子どもを先入観で悪く評価してはいない。
- 兄弟姉妹と比べて、ほめたりけなしたりしていない。
- 子どもが欠点より、よさに目を向けるようにしている。
- 失敗した子どものことを、他の学級等で例として話していない。
- 「がんばれ」ではなく「がんばっているね」等子どもの努力を認める言葉がけをしている。

5 早期対応

(1) 校内指導体制【手順】 *学校長を中心とした指導体制の下で、教職員が組織的に指導にあたる。



(2) 校内の指導体制【各分担】

<p>学級担任</p>	<p>◇早期対応は、出会いの日に担任の姿勢を伝えることから始まる。 ◇「いじめ」に気づいたときは、焦らない、慌てない。 ◇話を聞いたり行動を観察したりして問題をつかむ。 ◇一人で抱え込むことなく、すぐに相談するなど、教職員間で情報を共有する。 ◇小さな事実を見逃さないで、担任の姿勢を具体的な姿で伝える。 ◇いろいろな立場の子どもたちの思いをとらえる場を設定して対応する。 ◇子ども同士がふれあい、互いの理解を深める場や活動を設定する。</p>
<p>連学年主任</p>	<p>◇学年間の和を図り、親和と士気の醸成に努める。 ◇学年での調査等を企画し、定期的に児童の状況把握に努める。 ◇学年、学級の様子に目を配りいじめなどの問題の早期発見に努める。 ◇いじめ問題の指導にあたっては、学級担任を支え、組織的に対応する。</p>
<p>専科</p>	<p>◇特別教室への移動中や学習中等にいじめの信号をキャッチする。 ◇いじめをキャッチしたら、担任と情報・意見を交換し、積極的に支援・協力をする。</p>
<p>生徒指導係 デイン ネーター</p>	<p>◇いじめは、いつ、どこで起こっても不思議ではないという認識をもつ。 ◇学級担任を精神的に支える。(共に考える。次の具体的な指導のヒントを与える。) ◇家庭と同じ土俵に立つ。(共感的に受け止める。解決への努力を示す。) ◇学校全体を巻き込む。(相談してよかったと思う雰囲気。いじめ撲滅の連帯意識をもつ) ◇いじめを学級や学年だけの問題にしない。 ◇連年会や職員会などの場で、その解決策、支援策について意見を出し合い、校内の指導体制を確立する。 ◇必要に応じて、担任以外の教師が面接や教育相談および学習指導などをおこなう。 ◇警察等関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラー、専門機関等との相談体制を整えておく。</p>
<p>スクール カウンセラー</p>	<p>◇把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で正確に担任、校長、教頭に伝える。 ◇保健室、相談室に駆け込んでくるいじめられた子どもたちには、子どもの心の流れに添った柔軟な考えや構えをもって接する。 ◇訴えてきた子どもの心情を十分に受け止め、苦しみと苦悩を共にする。 ◇いじめや仲間はずれが口実に過ぎないときもある。問題の本質を正確にとらえる。 ◇信頼され安心できる保健室、相談室の雰囲気づくりに努め、あらゆる場面を通して人間関係の大切さに気づかせる。</p>
<p>教頭</p>	<p>◇「いじめ」は人権にかかわる問題で、許すことのできない行為との認識を全教職員に徹底し、学校を挙げての協力体制の確立に努める。 ◇「いじめ」の具体的な指導の留意点などについて、職員会や研修会等で伝え、教職員間の共通理解を図る。 ◇児童の心にふれるカウンセリングマインドを身につけるために全教職員による研修を実施する。 ◇全教育活動の中で児童を理解するために、小職員相互の情報交換を大切にする。</p>
<p>校長</p>	<p>◇校内でいじめ防止対策委員会を開催し、いじめ事案の指導方針や方法等について協議する など、全教職員共通理解のもとに、学校全体として、いじめ解消を図る。</p>

6 ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷などインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったするなどの方法により、いじめを行うもの。

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ

2 未然防止のために

①保護者懇談会等で伝えたいこと

- ・子どもたちのタブレット・携帯電話・ゲーム機・携帯音楽プレーヤー等を管理するのは家庭であり、家庭において子どもたちを危険から守るためのルール作りを行うこと。特に携帯電話を持たせる必要性については十分検討すること。
- ・インターネットを使うときのルールを作り、確認し合うこと。

「おぜのかみさま」 「お」送らない〈写真〉
「ぜ」絶対に会わない〈インターネットで知り合った人〉
「の」のせない〈個人情報〉
「か」書き込まない〈悪口〉
「み」みない〈有害サイト〉
「さ」さがさない〈出会い〉
「ま」まもる〈ルール〉

②情報モラルに関する指導

- ・インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえて指導する。
 - 「発信した情報は、多くの人にすぐに広まること」
 - 「匿名でも書き込みをした人は特定できること」
 - 「違法情報や有害情報が含まれていること」
 - 「書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること」
 - 「一度流失した情報は、簡単に回収できないこと」

3 早期発見・早期対応のために

○関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・学校、保護者だけでは解決が困難な場合が多く、警察等の専門機関との連携が必要。
 - 〈書き込みや画像の削除に向けて〉
- ・被害の拡大を防ぐため、専門機関に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

〈書き込み等の削除の手順〉（参考）

